

津市監査公表第2号

平成16年1月9日付けで受理した地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

平成16年4月1日

津市監査委員	岡部高樹
同	坪井年明
同	山中利之

第1 監査の請求

津市職員措置請求書

津市長に関する措置請求の趣旨

1 請求の要旨

津市の発行する「津市政だより」、三重県の発行する「県政だよりみえ」及び三重県議会が発行する「みえ県議会だより」は、津市が市内の各町(単位)自治会に配布委託料を支払い市内各世帯に無償で配布している。

その配布委託料は、「津市政だより」は津市が負担し、「県政だよりみえ」及び「みえ県議会だより」は三重県からの委託金により「津市政だより」と同様の方法で市内各世帯に配布しているものである。

これら公報物の配布委託料は、毎年4月1日現在の住民登録世帯数にそれぞれの委託料単価を乗じ、各自治会に1年分を一括前払いしている。

津市政だより等の配布委託は、津市と各町自治会の双方が私人の立場で行う私法上の請負契約に区分され、お互いに対等の関係で契約すべきものであるが、書面による契約は交わされていない。

本来なら、委託契約に基づき、必要なら請求により前金払い又は概算払いで支出すべきものを「市内の町自治会数は411と大変多く、また自治会長に高齢者が多い等の理由のため、請求書、契約書等関係書類の徴収に相当の期間を要しますので、本年におきましても例年同様、資金前渡により取り扱うことにしたい」として助役までの特別決済を取り資金前渡の扱いにしている。

平成14年度分の配布委託料について、市民交流課長が市内全域の委託

料を一括して資金前渡の請求を行い、各自治会からの請求行為が無いまま、即、各自治会の銀行口座に振り込んでいる。

なぜこれが資金前渡扱いなのか、その会計処理に疑問を持つところであるが、加えて、その際、各自治会が支払うべき自治会連合会の会費を引き去り、引き去った金は別途口座に振り込んでいる。

引き去り金額の報告を求め委任状も取っているわけであるから、単位自治会からの書類徴収に期間を要するとしているのも矛盾である。

平成14年度分にかかる資金前渡資金の精算は、配布実績が確定していない時期の平成15年1月10日に市民交流課長が年度当初に行った前渡額と同額で精算報告をしている。

配布対象となる住民登録世帯は、市において4月1日現在で整理した名簿を各自治会長に配布し、その名簿は後日回収しているとのことであるので、その際に配布実態を掌握することは簡単にできるはずである。

津市内の居住者の中には、住民登録を行っていない世帯、住民登録を行っているが居住の実態が不明の世帯、二世帯住宅で1部しか配布していない世帯もある。

町自治会の中には住民登録世帯の名簿で配布対象となっている世帯を承知しておりながら、自治会に加入していないことをもって、一部の世帯に対し公報物を配布していない自治会もある。

他にも、共同住宅の代表者に郵送しているもの、個人の自宅に直接郵送しているもの、本庁又は支所において手渡しで配布している世帯がある。

このようなことから、4月1日現在の住民登録世帯数で配布委託を行ったとしても配布実績は異なるはずであり、年度当初の前渡額と同額での精算はあり得ないものである。

よって、契約担当職員は地方自治法234条の2（契約の履行の確保）第1項の規定による監督または検査を懈怠し、配布実体の無い配布委託料を漫然と支払い、津市に損害を与えている。

これは、地方自治法243条の2（職員の賠償責任）に該当するので、当該職員に賠償を命じる措置を講じるよう請求する。

なお、配布先を明確に示す平成14年4月1日現在の住民登録世帯主名簿は各自治会長に送付されているが、その内容を情報公開制度により請求するも当局はその名簿を回収し廃棄処分をした。また、起案文書等の控えの書類も存在しないとして一般住民にその内容を公開しない手段をとっている。

したがって、当住民監査請求において不配布世帯の住所氏名を特定した

指摘は出来ないが、自治会に加入していないことをもって、区域内の一部の世帯に対し公報物を配布していない自治会を、次のとおり一部の当事者に確認しているので、これらの実態を調査し、全体の損害額を確定されたい。

高茶屋上野町自治会については、平成14年4月1日現在の住民登録世帯数を171世帯として、津市政日より配布委託料が年額143,640円支払われている。

そのうち92世帯は、集合住宅「シティロイヤル津」「コーポB・JⅡ」「カーサN」「アンアン」に居住する世帯で、町自治会からは公報物が配布されておらず、この分だけでも年額77,280円が過払いになっている。

2 請求者

住所・氏名 (省 略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成16年1月9日

津市監査委員 様

第2 監査の結果

上記住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

津市監第 89 号
平成16年3月 8日

請求人 (省 略)

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 坪 井 年 明
同 山 中 利 之

住民監査請求の監査結果について (通知)
平成16年1月9日付けで提出のあった地方自治法 (昭和22年法律第6

7号)第242条第1項の規定による措置請求書について、同条第4項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成16年1月9日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により平成16年2月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局への資料提出要求等

市民生活部市民交流課に対し監査対象事項に係る資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成16年2月12日に市民交流課長から事情聴取を行った。

3 請求の要旨

(1) 「津市職員措置請求書」から請求の要旨を次のように解した。

津市の発行する津市政だよりは、津市が市内の各自治会に配布委託料を支払い、市内各世帯に無償で配布している。

その配布委託料は、津市が負担しているものである。

配布委託料は、毎年4月1日現在の住民登録世帯数に委託料単価を乗じ、各自治会に1年分を一括前払している。

配布委託は、津市と各自治会の双方が私人の立場で行う私法上の請負契約に区分され、お互いに対等の関係で契約すべきものであるが、書面による契約は交わされていない。

本来なら、委託契約に基づき、必要なら請求により前金払又は概算払で支出すべきものを助役までの特別決裁を取り資金前渡の扱いにしている。

平成14年度分の配布委託料について、市民交流課長が市内全域の委託料を一括して資金前渡の請求を行い、各自治会からの請求行為がないまま、即、各自治会の銀行口座に振り込んでいる。

なぜこれが資金前渡扱いなのか、その会計処理に疑問を持つところであるが、加えて、その際、各自治会が支払うべき自治会連合会の会費を引き去り、引き去った金は別途口座に振り込んでいる。

引き去り金額の報告を求め、委任状も取っているわけであるから、各自治会からの書類徴収に期間を要するとしているのも矛盾である。

平成14年度分に係る資金前渡資金の精算は、配布実績が確定していない時期の平成15年1月10日に市民交流課長が年度当初に行った前渡額と同額で精算報告をしている。

配布対象となる住民登録世帯は、市において4月1日現在で整理した名簿を各自治会長に配布し、その名簿は後日回収しているとのことであるので、その際に配布実態を掌握することは簡単にできるはずである。

津市内の居住者の中には、住民登録を行っていない世帯、住民登録は行っているが居住の実態が不明の世帯、二世帯住宅で1部しか配布していない世帯もある。

自治会の中には住民登録世帯の名簿で配布対象となっている世帯を承知しておりながら、自治会に加入していないことをもって、一部の世帯に対し広報物を配布していない自治会もある。

他にも、共同住宅の代表者に郵送しているもの、個人の自宅に直接郵送しているもの、本庁又は支所において手渡しで配布しているものがある。

このようなことから、4月1日現在の住民登録世帯数で配布委託を行ったとしても配布実績は異なるはずであり、年度当初の前渡額と同額での精算はあり得ないものである。

よって、契約担当職員である市民交流課長は地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）第1項の規定による監督又は検査を懈怠し、配布実体のない配布委託料を漫然と支払い、津市に損害を与えている。

これは、地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）に該当するので、当該職員に賠償を命じる措置を講じるよう請求する。

なお、当住民監査請求において不配布世帯の住所氏名を特定した指摘はできないが、自治会に加入していないことをもって、区域内の一部の世帯に対し広報物を配布していない自治会を、次のとおり一部の当事者に確認しているのでこれらの実態を調査し、全体の損害額を確定されたい。

高茶屋上野町自治会については、平成14年4月1日現在の住民登録世帯数を171世帯として、津市政だより等配布委託料が年額143,640円支払われている。

そのうち92世帯は、集合住宅「シティロイヤル津」「コーポB・J」「カーサN」「アンアン」に居住する世帯で、自治会からは広報物が

配布されておらず、この分だけでも年額 77,280 円が過払いになっている。

(2) 平成 16 年 2 月 12 日に行われた陳述において、請求書記載の補足として、主として次のような内容の主張がなされた。

地方自治法第 232 条の 3 に定められた支出負担行為が行われていない上、契約書も作成されず、請求書もなしで年度当初に示した住民登録世帯数で一方的に支払っている。

また、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査は、職員が抽出でもよいから配布されているかどうか行わなければならない。

4 監査対象とした事項

請求書の内容及び請求人の陳述から判断し、平成 14 年度の津市政だより等の配布委託において、契約書が作成されていないことが適切かどうか、当該委託料の支払における資金前渡による支払方法が適切かどうか、及び契約担当職員である市民交流課長が当該委託契約の履行確認を怠ったことにより津市に損害を与えているかどうかを本件住民監査請求の監査対象とした。

5 監査の結果

津市は、市の行政施策等の周知徹底を図るために、住民相互の連絡など日常生活における地域的な共同活動を行う自治会に、昭和 28 年の創刊以来、津市政だよりをはじめ各種の配布物、回覧書類、ポスター等の配布事務を委託し、当該配布事務の経費に相当するものとして、委託料を支出してきた。

当該配布事務に係る契約書は、津市と各自治会との信頼関係の中で、当初から省略されてきたが、平成 13 年 4 月 1 日、津市工事請負等の契約及び執行に関する規則(昭和 27 年津市規則第 1 号)第 20 条の 2 第 5 号の規定により、契約書を当分の間省略するという助役決裁を受け、現在も契約書は省略されている。自治会の数が 441 団体となり、個々に契約する事務の煩雑さや当該事務の歴史的な経緯、何よりも自治会との信頼関係の上で成り立っている契約であることを考慮すると、このような取扱いを続けてきたこともやむを得ないものと理解はするものの、現状のままでは、契約の内容が不明確であることから、早急に改善する必要があると考える。

次に、資金前渡の手続等の会計処理についてであるが、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 161 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、津市会計規則(昭和 39 年津市規則第 12 号)第 20 条第 3 号において、委託料についても資金前渡できる経費とされている。そもそも資金前渡とは、

債権者が未確定な場合、又は債権金額及び債権者とも未確定な場合に行うのが原則であるところ、債権金額及び債権者とも確定している経費を資金前渡により支出することも可能であると考えられている。しかしながら、本件委託料の場合、資金前渡によらなければ支払うことができないものでもなく、また、その資金前渡の理由は、支払先の自治会が441と多く、自治会長に高齢者が多い等の理由のため、契約書、請求書等関係書類の徴収に相当の期間を要することとされているが、本件委託契約は、そもそもこれらの書類を省略することを前提としていることから、この理由による資金前渡は、不適切と言わざるを得ないものであり、早急に改善されるべきである。

最後に、本件委託契約において契約担当職員である市民交流課長が委託業務の履行確認を怠ったことにより津市に損害を与えているかどうかについてであるが、上述のとおり、本件委託契約に係る契約書は省略されており、その内容は不明確ではあるものの、各自治会の区域内に存する世帯に対して津市政だより等を配布することを内容とする委託契約が存在することが認められ、平成14年度においては、当該経費に相当するものとして平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の住民登録世帯数に基づき、1世帯当たり840円を乗じた金員が各自治会に委託料として支出されている。

当該委託料は、基準日以降に住民異動による世帯数が増減しても、あるいは学生等の住民登録がなされていない世帯が存在しても、その額に増減がないこと、一方、委託業務の対象となるのは津市政だよりだけでなく各種の市に関連する配布物も含まれており、業務の内容とこれに相当する委託料とが必ずしも比例していないことから、基準日における住民登録世帯数は委託料を積算する場合において単に使用されている数値であると考えられることもでき、請求人が指摘するように一部の自治会において未配布の世帯が存することが認められるとしても、委託契約の内容が不明確な中では津市に対して明らかな損害が発生したとすることはできないと判断した。

また、請求人が契約担当職員である市民交流課長による履行の確認がなされていないと指摘している点についてであるが、市民交流課長からの事情聴取時において、平成14年度における津市政だより等の配布状況を確認したところ、基準日における住民登録世帯数は61,094世帯であるが、1回当たりの平均配布数は63,250部であり、2,156部多く配布されているとの回答があったところである。しかし、1回当たりの平均配布数が住民登録世帯数を超えていたことを確認したからといって、委

託契約が完全に履行されていることを確認したとは認められず、履行の確認については今後適切な方法により配布部数の確認が可能となるよう改善されるべきであると考えられるものの、前述のとおり、委託内容が不明確な中では津市に対して明らかな損害が発生したとすることはできないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

6 附言

上記のとおり、請求人の主張は、理由はないものの、会計処理においては不適切と認められる事項があることは指摘したとおりである。契約書の省略については、本件委託業務の契約内容を明確にすることが必要であると考えことから、例えば、津市自治会連合会との間で委託業務の内容を確定し、契約書を作成し、当該契約に基づき実績を報告させる方法も考えられるところである。いずれにしろ、委託業務の内容が明確になるよう契約書を作成することを求めるものである。また、資金前渡についても不適切な取扱いであることから、今後においては、請求書を徴収し、口座振込の方法により行う等、適正な方法によることを求めるものである。